

一般社団法人日本木材学会倫理綱領

2007年2月17日制定（理事会承認）

2009年5月22日改訂（理事会承認）

2011年1月22日改訂（理事会承認）

（前文）

一般社団法人日本木材学会（以下「本学会」という）は、木材をはじめとする林産物に関する学術および科学技術の振興を図り、社会の持続可能な発展に寄与することを目的としている。本学会会員はこの目的に賛同し、社会における自らの使命と責任を自覚し、自らの良心と良識に従う自律ある行動が目的達成にとって不可欠であることを認識し、以下に定める倫理綱領を遵守することを誓う。

1. 科学者・技術者としての責任

会員は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門的知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

2. 科学者・技術者としての行動

会員は、科学技術の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学研究や技術開発によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、林産物およびその関連領域における科学者・技術者相互の評価に積極的に参加する。

3. 自己の研鑽

会員は、自らの専門知識・能力・技芸の向上に努め、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すようにたゆまず努力する。

4. 情報の公開と説明

会員は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人類、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

5. 研究活動

会員は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本綱領の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を行わず、また加担しない。

6. 研究環境の整備

会員は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、学会、自らの所属組織およびその他の科学者コミュニティの研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるように努める。

7. 法令の遵守

会員は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

8. 研究対象などへの配慮

会員は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。また、職務上知り得た個人情報などの機密保持の責務を有する。

9. 他者との関係

会員は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正當に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

10. 差別の排除

会員は、研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

11. 利益相反

会員は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。